

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

帯広市長 米沢 則寿

帯広市条例第35号

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10」を「第33条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。